

企業結合とその会計基準（上）

荒川邦寿

一 わが国の企業成長と合併・分割

一般に、企業成長の形態には、大きく分けて、内的成長 (internal growth) と外的成長 (external growth) との二つがある。内的成長は、獲得利益の留保・蓄積にはじまる資本の集積過程を意味し、外的成長は、企業結合、すなわち、二以上の法人格を一にする合併や子会社、関連会社など株式取得による会社支配を通しての資本集中形態を指している。

この点、わが国の企業成長は、第二次大戦後の経済復興の過程から、いわゆる借金成長——肩代り蓄積・増資等による内的成長がはかれると同時に、財閥解体、集中排除による分割会社の再結集から、「規模の利益」を求める大型合併の展開する過程で、いわゆる六大コンツェルンがその傘下に各産業部門にわたり系列企業を配備強化する「ワン・セット主義」によって、まさに「会社が会社をつくる」子会社新設ラッシュから、関連会社、提携会社、下請会

社にいたる企業集団化の進展を通しての外的成長をとげてきた。

その傾向は昭和四十年代にいたり、いわゆる一般集中(overall concentration)の一層の進展となる。すなわち、昭和四二年(一九六七)当時の全法人企業は約六五万社に達していたが、そのうち上位百社の占める割合は、資本金額では二六%、総資産額では二七%のところ、十年後の昭和五二年(一九七七)には、資本金額の割合ではほとんど変らなかつたものの、総資産額では二三%に低下した。だが、この昭和五二年の全法人企業数が約一三五万社と十年間に約二倍となっているので、これを修正すれば、昭和四二年の上位百社の総資産額の割合は一九%で、十年間に約四ポイントも集中度を高めてきたことになるのである。

しかも、このような上位百社のうち半数が製造業、それも重化学工業に属しており、非製造業は卸小売十七社、運輸通信九社、電力九社などであるが、これら製造、非製造をも含めての最上位十社が、この上位百社の総資産の三分の一、二十社までをとれば二分の一に達するから、その過度集中ぶりもうかがえようというものである。

なお、製造業のみの上位百社をとれば、その総資産額は製造業全体の三五%を占めているが、この製造業上位百社のうちの七七社が重化学工業であり、その内訳は化学十九社、石油、電機各十三社、鉄、非鉄、機械、自動車各八社となっているので、わが国の著名な企業ほとんどがそのなかに見出せるであろう。

さらに、このような上位百社をその支配構造からみるならば、過半数の五五社が、いわゆる三井、三菱、住友、芙蓉、三和、第一勧業の六大銀行傘下の企業グループに属しており、そうした百社の筆頭株主の六〇%以上、十大株主の約四分の三がすべてこれ金融機関であるところに、わが国企業の成長、集中形態の特徴が端的に示されている。

そのうえ、これら百社の子会社(持株率五〇%以上)は、その約三十倍、三千社に達し、(うち資本金十億円以上

の子会社は約二倍、二百社)、こうした子会社を含む上位百社を連結 (consolidation) した企業集団が、その全法人企業に占める資本金額、総資産額の割合は、さきの上位百社の二六%、二三%という数字をそれぞれ四ポイントづつ高める結果となるのである。

またさらに、いわゆる関連会社 (持株五%以上) を含めてみるとすれば (その持株関係が相互持ち合いなどの関係で相当複雑になって確定できないが)、実質的に、わが国企業の大半は何らかの形で系列化されているものと推定される現状にある、といわれるのである (公取委「わが国における経済力集中の実態」昭和五四年参照)。

そこで、このような現状を呈するにいたった要因のひとつには、すでにのべたように、各コンツェルンの頂点にたつ金融機関からのテコ入れによるワンセット主義の企業系列、集団化の形成過程に即して、わが国商法の改正など、戦後導入されたアメリカの制度の見直し、日本的経営・会計制度の展開として、こうした会社設立、合併、分割の規制や会社機関、情報開示、監査の制度が改められてきた点もあげられる。ことに、すでにみた昭和四〇年代以降の一般集中の現状は、それまでの高度成長方式にかわり、産業再編成、国際競争力強化、体質改善などの目的を掲げた会社合併・分割方式の進展によるところ大であり、そこにまた現下のわが国企業、わが国経済の衰えぬ成長性持続をもたらしめているひとつのカギも見出されるのである。

もともと、会社合併・分割は、形式的にみるかぎり、二以上の法人格の合一と一以上の法人格への営業譲渡、分割と逆の現象のようにみられるが、その当会社相互に株を持ち合い、経済上も密接な関係をもって企業結合 (Business combination) しているなかで、いわばその細胞融合や分裂の過程と同様、そのときどきの目的に応じて合併し、分割するものにすぎない。それゆえ会社合併・分割の動向は、企業結合の態様変化の一形態として、両者関連させて

推 移 (公職調べ)

営 業 譲 渡 件 数

資本金 (円)	営業譲渡件数								合 計 (円) (上場会社(一部))
	1千万 未満	5千万 "	1億 "	5億 "	10億 "	50億 "	100億 "	100億 以上	
22									
23									192
24									196
25	136	36	12	15	8	2			207
26	122	39	3	9	1	5	3		182
27	72	30	4	12	6				124
28	56	31	16	15	3	5			126
29	81	35	15	21	3	11	1		167
30	52	40	12	17	7	13	2		143
31	95	52	17	26	8	11			209
32	46	35	17	26	5	11			140
33	44	34	15	5	5				118
34	57	21	11	24	11	15			139
35	50	35	15	21	7	16			144
36	75	34	13	29	2	8	1		162
37	81	49	16	29	5	11	1	1	193
38	89	58	22	32	5	14	1	2	223
39	63	63	21	25	9	14			195
40	73	53	22	30	8	40	2	4	202
41	85	83	35	31	9	11	4	6	264
42	98	91	29	51	14	12	4	4	299
43	117	135	46	36	8	8		4	354 (10(6))
44	99	160	37	62	12	18	2	1	391 (14(11))
45	136	153	28	49	16	20	3	8	413 (12(7))
46	131	171	50	54	10	22	7	4	449 (8(3))
47	97	178	60	65	13	29	5	5	452 (20(11))
48	58	118	68	95	26	38	16	24	443 (13(13))
49	102	178	49	46	11	18	4	12	420 (19(17))
50	117	158	49	53	9	30		13	429 (11(8))
51	116	209	73	61	13	24	4	11	511 (9(8))
52	123	243	89	104	17	50	6	14	646 (15(13))
53	140	222	80	91	16	24	5	17	595 (15(13))

企業結合とその会計基準 (上)

第一表 資 本 金 別

合 併 件 数

企業結合とその会計基準 (上)

資本金 (円)	合併件数								合計(円) (上場会社(一部))
	1千万 未満	5千万 "	1億 "	5億 "	10億 "	50億 "	100億 "	100億 以上	
年次									
22									23
23									309
24									571
25	338	68	7	7					420
26	243	66	8	12	2				331
27	272	70	17	19	4	3			385
28	227	64	24	19	5	5			344
29	205	73	15	23	5	4			325
30	212	88	11	15	4	7	1		338
31	253	89	17	13	2	6	1		381
32	239	98	30	18	4	9			398
33	251	81	16	23	2	7	1		381
34	256	94	18	30	7	8			413
35	254	94	33	41	8	9		1	440
36	280	176	63	45	9	13	3	2	591
37	292	221	72	91	10	23	3	3	715
38	386	320	115	116	15	28	5	12	997
39	350	313	67	90	14	17	4	9	864
40	396	318	57	93	16	8	3	3	894
41	359	341	63	67	11	23	2	5	871
42	408	367	77	94	9	29	4	7	995
43	390	383	103	100	16	19	2	7	1,020 (36(28))
44	398	456	111	142	20	29	5	2	1,163 (30(15))
45	346	460	119	142	37	34	3	6	1,147 (33(25))
46	342	489	150	131	27	23	9	7	1,178 (38(22))
47	312	486	141	171	29	37	1	7	1,184 (28(20))
48	236	431	136	163	25	26	3	8	1,038 (24(21))
49	252	406	115	157	30	19		16	995 (21(16))
50	241	426	109	128	17	24	6	6	957 (25(18))
51	211	441	111	119	27	27	1	4	941 (15(7))
52	211	446	124	164	29	29	5	3	1,011 (22(17))
53	179	365	113	158	51	26	3	2	898 (19(14))

これをみる必要があるのである。

その意味で、わが国の会社合併・分割(営業譲渡を含む)の傾向をみると、表一のように、昭和四十年代以降急増し、その規模もまた大型化し、毎年約二十〜三十件の上場会社を含む千件近い合併と約十件〜二十件の上場会社を含む五百件前後の分割、営業譲渡がある(公取委調べ)。

しかしながら、なお詳細にみてみると、昭和四十年代における会社合併の急増は、たとえば、東洋高圧と三井化学(四三年)、ニチボーと日本レイヨン(四四年)、八幡製鉄と富士製鉄(四五年)、第一銀行と日本勧業銀行(四六年)、大陽銀行と神戸銀行(四八年)など、各産業分野での市場整備、寡占化を目指した水平合併が盛んであって、これによって、いわゆる開放体制下の国際競争力強化、一般集中の進展を促がしたわけである。ところが、昭和五十年代にいたって、こうした会社合併と並んで会社分割、営業譲渡の件数もまた漸増するが、たとえば、新日鉄系特殊鋼三社の合併(五一年)伊藤忠の安宅産業吸収(五二年)から、新日鉄の「受け皿会社」たる大隈製鉄の系列二社吸収(五三年)、東洋工業とフォード工業(五四年)、ライオン鹵鹼とライオン油脂(五五年)など、かつて分割した子会社や関連会社の統合をはかる垂直的合併や、地域、商品市場整備のための部門切離し、再結合などの混合的合併・分割が目立ち始めている(梅崎憲安稿「最近の合併動向について」、商事法務No.756)。

したがって、わが国の企業結合の動向は、高度成長期から低成長期の「転換期」における寡占化、系列化のための合併・分割(子会社設立、営業譲渡)を経た後は、その系列再編、合理化のための再合併(不振会社吸収)や再分割をすすめてきたものといえよう。この点で、わが国の会社合併・分割は、そのほとんどが企業集団の一員としての経営再組織(re-organization)をはかったものであり、これが法律上、法人格の合一、新設、営業譲渡の形態をとった

にすぎないことがわかる。

この点はまた、わが国の会社合併、分割の動機ないしプロモートからみれば、その過半数が共通の大株主、つまり金融機関を含む支配株主の方針または親会社の意向によるものが圧倒的であり、その結果、親子会社の分割ないし一体化が三分の一、管理費用の節減が三分の一、販売力、資金力の強化がこれに次ぐ、という合併理由などが表明されていることにも現われている（前掲梅崎稿）。

それゆえに、わが国の会社合併・分割には、当事会社の株主相互間の利害対立の調整よりも、事前にそのトップ間の合意いかんが問題となり、したがって、合併会計の問題としては最も重要な企業評価、合併比率の決定などの比重も相対的に低く、事前の増・減資で調整したり、譲渡資産の評価も簿価によりながら土地などの一部を再評価し、剰余金の承継から繰越欠損もてんぼするなど、種々の会計的調整操作がおこなわれ、いわゆる合併差益・差損の内容などは単なる端額処理の結果にすぎない、という特異性も示されているのである（和井内清稿「合併における企業評価と合併比率の決定」会計ジャーナル、五四年三月号）。

これは、わが国の場合、企業会計原則などの会計基準よりも強行法規たる商・税法が優先し、法律に違反しない限り、こうした会計操作が容認されるところにもよる。すなわち、わが国の商法は現物出資説、人格合一説をともに認める立場をとり、税法またもっぱら二重課税を排し、資産再評価益の検出時点にのみ焦点をおき、欠損てんぼの繰延べなど、租税回避とならない限り、企業経理の弾力性はこれを認めることとしている。また、会社分割については、商法上明文の規定がなく、すべて会社新設の規定によるものとし、税法上も、子会社新設における変態的現物出資の際の資産評価益の圧縮記帳を認めるのみで、あとはすべて営業譲渡の規定に従うものである。企業会計原則は、その

制定当初は、現物出資説による一元的な会計処理を支持し、これを商・税法ともに認めるよう働らきかけたが、それが法規として制度化されない以上、ひとつの見解にとどまったまま、しだいに商・税法の規定に従わざるをえない立場になって、自らもまたその建前を変容してしまったのである。

もとより、こうした合併関係法規は、かつてわが国の高度成長を達する飛躍的拡大、経営多角化、一貫系列化に資すべく制・改定されてきたものであるが、こうした弾力性は、結果的に、いわゆる「会社が会社をつくる」法人株主の激増から、株式の相互持合いによる資本空洞化、一般株主向けの企業内容開示制度、ディスクロージャーの軽視を招き、粉飾決算の盛行から監査制度の不備が露呈されるにいたったのである。このため、最近における商法改正の動きのなかで、株式資本、会社機関の見直しから、企業結合における連結、合併、分割等の規定の是非、企業内容の開示とその監査制度の改善が問題となり、これらに斉合する会計基準の再検討もまた急がれるにいたったのである。

本稿は、以上のような現状にかんがみ、日本会計研究学会の「会社合併・分割会計」スタディ・グループとして、さらに文部省科学研究費による補助金の交付を受けて、まずは現在のわが国会社合併・分割の実態調査を実施するとともに、諸外国の場合とも対比し、その支配構造、財務政策などをも見定めながら、まさに「公正ナル会計慣行」たるべき企業結合の会計基準の策定に接近しようとして、すでに発表したところを再検討し、矯正し、これまでの研究ノートを整理して、課題の解明に歩を進める過程をとりまとめたものである。その意味において、本稿は、行論の都合上、すでに発表したところと重複する部分もあるが、これはそこで示した私見について再検討の結果を明らかにして、私なりの最終的結論に達するように努めたためである。あわせて、左記の拙稿を参照され、批判、教示をたまわれれば幸いである。

(注) 拙稿「資本会計の再検討——結合、連結、合併会計と企業実体説——」立教経済学研究、第三二巻二号、「会社合併と企業評価」証券経済学会年報十五号、「企業結合の会計基準」企業会計三二巻一号、「低経済成長下の会社合併・分割」日本経営財務研究学会年報第三号。

二 わが国の会社合併会計——その法規

わが国の合併会計は、さしあたり、株式による会社の合併、すなわち商法に定められた手続きによる会社の合併行為から生ずる会計処理、報告の範囲に限られている。したがって、わが国の合併会計の問題をとりあげる場合には、まずもって、この商法に規定された会社の合併行為と手続きの意義と解釈についてみなければならぬ。

(一) 会社の合併——解散の特殊形態

わが国の商法においては、その第五四条に「会社ハ之ヲ法人トス」と規定せられ、この法人格は、第五六条で「① 会社ハ合併ヲ為スコトヲ得、② 合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双方が株式会社ナルトキハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ依リテ設立スル会社ハ株式会社ナルコトヲ要ス」として、その法人格を合一する行為をおこなうことができるものとされている。

この会社の合併という行為は、まずもってその当事会社の解散が前提となり、その一形態としてとりあげられる。すなわち、会社の解散は、商法第四〇四条によれば、「会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス 一 第九十四条第一号、第三号、第五号及第六号ニ掲ゲタル事由 二 株主總會ノ決議」と規定されているが、この第一号、すなわち第九四条

の規定は合名会社の解散を定めたもので、その第一、三、五、六号は「一 存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生 三 会社ノ合併 五 会社ノ破産 六 解散ヲ命ズル裁判」となっている。このほか、第二号に示された株主総会の決議による解散については、第四〇五条によって「解散ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ」となっている。この第三四三条による決議とは、定款変更の決議方法として、株主総会に株主の過半数が出席し、その議決数の三分の二以上で決議された特別決議のことである。

したがって、この点はさらに第四〇六条で「会社ガ存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生又ハ株主総会ノ決議ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ繼續スルコトヲ得」として、同じく株主総会の特別決議によって再び会社を繼續することもできる。ということ、会社の破産や解散命令の場合はその法人格が否定されるが、合併の場合は、その法人格が否定されない。つまり、会社の合併は、このような種々の形でおこなわれる会社の解散の中のひとつの形態ではあるが、株主総会の特別決議によって他の法人格に変化することのできる特殊形態として規定されるものとなっている。

(二) 合併行為の契約

そこで、このような性格をもつ会社の合併は、その特別規定として、まず、合併契約の締結とその承認という手続きがとりあげられる。すなわち、商法第四〇八条によれば「会社ガ合併ヲ為スニハ合併契約書ヲ作り株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」となっており、同条第二項で、この合併契約書の要領は、第二三二条、つまり株主総会の招集通知および公告にこれを記載することを要し、さらに同条第三項で、第一項の決議、つまり合併についての株主総会の承認は、その会社を解散する以上、さきに見た第三四三条の特別決議に「依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ」とな

っている。

この場合、合併契約書の作成は、まずもって合併当事会社を代表するものの合意からはじまるが、新設合併の場合、第五六条の第三項において、「合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関スル行為ハ各会社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス」るもので、その合併についての株主総会の特別決議でこうした設立委員を選任し、いわばこれらが会社設立の場合の発起人という役割を担って、定款作成などの設立行為にあたりると同時に、合併契約書を作成して各会社の株主総会にかけることになるのである。

このことは、合併は会社間の行為であるけれども、そうした法人の意見を決定する株主の合意が先決であり、これによって会社財産の移転がおこなわれる以上、その行為についての株主総会の承認を求めているのである。

(三) 合併契約書の内容

このような合併契約書の記載事項は、吸収合併の場合は第四〇九条、新設合併の場合は第四一〇条に法定されているが、そこで、会社という法人格の合一における意思決定、つまり、その所有者としての株主の変更、移転がとりあげられている。

すなわち、吸収合併の場合の合併契約書には、存続会社の増資の場合と同様、「一 存続スル会社ガ合併ニ依リ其ノ発行スル株式ノ総数ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ総数、種類及数 二 存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ合併ニ依リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項 三 存続スル会社ノ増加スベキ資本ノ額及準備金ニ関スル事項 四 合併ニ依リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定 五 各会社ニ於テ第四百八条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日 六

合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定」の事項が記載されねばならない。

また、新設合併の場合の合併契約書は、会社の設立の場合における第一一六条の定款の作成と同様に、「一 目的
二 商号 三 会社ガ発行スル株式ノ総数 四 額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額」のほか、消滅会社の株式ノ讓渡にあたっては、第二〇四条の「株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」とする制限を受けている場合には、同条ノ二による承認請求をおこなうことが付け加えられている。

このような合併契約書の内容は、何よりもその合併によって発行する新株の株数、金額などが決定されるまでの過程が重要で、会計上、いわゆる合併比率決定のために、当事会社間の企業価値評価をおこなう点、および合併会社の「準備金ニ関スル事項」に含まれる合併差益の認識、処理について、被合併会社の資産評価基準やその留保利益の承継いかんが問題となる理由である。なお、第四〇九条第四号はいわゆる合併交付金の支払いについて定めたもので、合併承認のための株主総会、合併期日の定めとともに、合併前後の企業内容開示が問題となるところである。

（四） 情報開示と利害調整

ところで、このような会社合併が二以上の法人格の合一といっても、それは消滅する会社の株主が全て存続会社または新設会社の株主になる契約によってであって、一部の株主しか承継されなかったり、合併以外の理由で解散した会社の営業を譲受けるために新株発行または新会社設立をおこなっても、それは法律上の合併でなく、事実上の合併にすぎないものとされる。したがって、このような合併契約を承認するかいなかについては、その法人格の意思を決定する株主にとっても、その会社に利害関係ある債権者にとっても慎重な検討を要する問題なので、その判断のため

に充分な情報が提供され、かつその救済措置が講じられねばならない。

このため、合併契約に対する利害関係人への情報開示としては、その承認株主総会の二週間前より取締役は「合併ヲ為ス各会社ノ貸借対照表ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス」(第四〇八条ノ二第一項)とともに、「株主及会社ノ債権者ハ」その「閲覧ヲ求メ」、その「謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得」(同条第二項)と規定されている。

そして、この合併に反対する株主についてはその株主の買取請求権が認められ(第四〇八条ノ三)たのち、吸収合併の場合の存続会社の株主総会に報告され(第四一二条)、新設合併の場合はその設立会社の創立総会が招集されて(第四一三条)、その本店所在地では二週間内、支店所在地では三週間内に、存続会社の変更登記、消滅会社の解散登記、新設会社の設立登記をなして、この合併手続きが終ることになり、それらの登記によって合併の効力が発生し(第一〇二条)、合併後の存続会社または新設会社が消滅会社の権利義務を承継することになる(第一〇三条)のである。

このように、合併契約の承認とその履行の法定手続きが終れば、もはや存続会社または新設会社という法人格とその営業財産としてしか存在しない。したがって、合併後の利害関係者にとってその理解と違つて重大な異議ある場合など、「会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得」(第一〇四条)とされ、それも、合併の日から六ヶ月以内に(第一〇五条)「合併ノ無効ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得」(第四一五条)るものとされている。

だが、仮に無効判決が下つても、合併後の存続会社または新設会社の権利義務には影響を及ぼさない(第一一〇条)が、合併後発生した債務に対する消滅会社株主の持分相当額の弁済義務に連帯責任を負い、その財産を共有すると定められているのみで(第一一二条)、もはや合一した法人格が分離するなど、元の鞘にかえることはないのである。

(四) 財産の移転——合併差益の処理

そこで、合併契約によるこうした株主の移転によって法人格の合一がおこなわれて、存続会社または新設会社は消滅会社の権利義務を承継することとなるが、このことは、消滅会社の資産、負債を受入れた存続会社または新設会社においてこれらを機能せしめることにほかならない。合併が消滅会社の権利義務を包括的に承継するというのは、こうした株主と財産とをともに承継するという意味である。ところが、この場合、わが国商法においては、これらの財産をどのような価額で受入れるかということについては規定がなく、たんにその受入価額と存続または新設会社の増加資本との差額の処理について規定しているのみである。すなわち、商法はその第一八八条ノ二の資本準備金の規定において、「五 合併ニ依リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産の価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」を資本準備金とすることとし、なお同条第三項において、「第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス」とされている。一般に前者の処理を現物出資説、後者の処理を人格合一説として區別し、そのいずれの規定によるかで合併における資産、負債の受入れ価額を決定する際のものとなるもので、合併契約書の第四〇九条第三号資本及準備金の規定に示されるが、その選択は任意であり、会社合併の特別規定の本質をいかに解釈するかの本質観が問われることになるのである。

(六) 人格合一説と現物出資説

すなわち、合併本質論の課題は、合併において株主及び財産の包括的移転がおこなわれる過程を法律上いかに説明するかにある。通常、このような説明は、いわゆる人格合一説として、合併は一つ以上の会社の解散、消滅からその所有者及び財産が包括的に存続会社または新設会社に承継され、その法人格が合一される会社間の契約である。したがって解散した会社には、後始末を要するものが何も残らないのであるから、当然、清算手続を省略することになるのである。それゆえ、商法第四一七条には「会社が解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト為ル」としているのである、といわれる。

しかしながら、これでは会社の行為の同義反復的説明にすぎないので、「法がこれにつき特別の規定を設け、特殊の制度としているのは、この場合の出資者は一個または数個の会社であり、しかもその会社の全財産が出資の目的物となっているから、一方において手続きの簡易化の要求を生ずると同時に、他方において当事会社の社員及び債権者の保護をはかり、かつ実質上の出資者たる解散会社の社員の存続会社又は新設会社における社員権の取得につき規定する必要があるからにはかならない。この見地においては、合併当事会社間の合意たるいわゆる合併契約は、入社契約若しくは株式引受契約又は設立行為に該当し、その法律上の性質も、これらに準じて考えられねばならない」(大隅健一郎著『会社法概説』二七七ページ)という解釈論が示されているのである。

これは、合併による場合でも、会社の資本の増加または設立である以上、合併会社への出資であり、その目的物として被合併会社の全財産という現物を取りあげるわけであるが、このような出資は、いわば、特殊化された現物出資であるから、発行株式の引受、設立を合併契約という手続簡易化により、解散会社の株主はその意思にもとづかずに存続または新設会社の株主となり、その清算手続きを省略するとともに、その株主及び債権者保護のための規定をお

き、特別決議による承認を必要とするのである、というわけである。

とすればまた、このような現物出資については、第二六八条第二項において、「現物出資ハ發起人ニ限りテ之ヲ為スコトヲ得」とされているが、合併の場合の出資者は、被合併会社という法人が、合併の前提として解散するのであるから、これを存続または新設会社の發起人とするには難点がある。合併本質論の課題が、株主及び財産の包括的承継である以上、財産のみの現物出資では充分の説明たりえない、と批判される。

そこで、このような批判をうけて、株主現物出資説として、解散会社の株主がその地位、持分権を現わす株式を存続会社または新設会社に現物出資することによって、その会社の解散と財産を包括的に移転するものとの解釈も生じたのである（服部栄三著『株式の本質と会社の能力』二一六ページ）。

しかしながら、この場合でも、解散会社の持分権が現物出資の目的物たりうるか、その出資即財産の移転たりうるかについての説明がなお充分でないことにならう。

かくして、合併の本質については、通説の人格合一説とこれを批判した現物出資説の二説によってもなお充分にその解釈がなされたとはいえないようであるが、いずれにせよ、現行法規では、合併が契約による法人格合一を法律手続に従って実行されれば、解散会社とは無関係となるから、承継された解散会社の財産の評価額いかんは問題でなく、さらにはその合併会社の交付した株式の資本金額を超える額を、すべて資本準備金として処理するか、利益準備金その他の剰余金に分別経理するかには直接関わりはない。消滅会社の株主も財産も包括承継して合併が成立した後は文字通り全て存続または新設会社の手に属する。承継財産を簿価によるか、時価によるか、交付株式の資本金額との差額を一括処理するか、これを分別経理するかいなかは、合併後の会社の営業状態いかんによって定めらるべきものと

して、その選択を認めたものといえよう。とすれば、こうした会計処理の問題は、当然会計学の研究領域に属することになるのである。つまり、商法上の人格合一説、現物出資説という合併本質観は、合併会計の処理を問題にする出発点とはなるが、その説明は、誰が誰に対する会計責任を負うかという会計主体の立場から首尾一貫した会計理論の形成いかに委ねられているといえるわけである。その意味で、次にこうした合併会計の実態からその問題点を掘下げ、さらに、これをアメリカにおける企業結合会計との対比においてその説明に接近しよう。

三 わが国の会社合併会計——その実態

合併会計の問題は、すでにみたような合併契約書における存続会社ないしは新設会社が新たに発行する株式の総数とその割当て、つまり合併比率決定の前提となる企業評価にはじまり、次いで合併会社が入れる被合併会社の資産評価、さらには交付新株総額と受入れ純資産額との差額処理における合併差損益の認識並びにその際における被合併会社の利益剰余金等の承継処理である。

(一) 企業評価と合併比率

まず、合併比率決定の前提となる企業評価の方法としては、古来から企業価値はその収益力を資本還元した現在価値（擬制資本価値）であるとされてきたので、原則的にはこの収益力還元価値法によるが、その見積りに恣意性があるところから、これに代るものとして株式市価法が用いられ、さらに、公正な価格で再評価された時価基準または歴史的な取得原価で記録されてきた帳簿価額基準による純財産額、およびこれら収益力還元価値と純財産額との折衷法があり、いずれの方法をとるかは合併、被合併いずれの株主に有利になるかによって異なることになる。

たとえば、甲社（諸資産二億円、諸負債八千万円、資本金一億円、利益剰余金二千万円）が乙社（諸資産七千万円、諸負債四千万円、資本金二千万円、利益剰余金一千万円）を吸収合併する場合、過去三年間の平均利益額が甲社九〇〇万円、乙社一八〇万円、資本還元率（一般には平均利率率）六％とすれば、それぞれの収益力還元価値は、

甲社 $9,000千円 \div 0.06 = 150,000千円$

乙社 $1,800千円 \div 0.06 = 30,000千円$

よって、合併比率は、両社とも額面五〇〇円株とすれば、甲社二十万株、乙社四万株だから、甲の乙への交付新株は
 (甲)200,000(株)×30,000千円/150,000千円=(乙)40,000株

となる。したがって、乙社株主は、その一株に対し新株一株を受取り、合併比率一対一の対等合併がおこなわれる。

この場合、甲社は上場会社でその最近一ヶ月の平均株価が六〇〇円、乙社は非上場であるため、その類似業種比準株価（類似上場会社の平均株価を一株当り純資産や同利益、同配当を考慮して調整したもの）をとり、これが五〇〇円であったとすれば、両者の株式市価基準による評価額は

甲社 $600円 \times 200,000株 = 120,000千円$

乙社 $500円 \times 40,000株 = 20,000千円$

となり、甲の乙への交付新株は

(甲)200,000株×20,000千円/120,000千円=(乙)33,333株

となる。したがって、甲社株式五株をもって乙社株式六株と交換することになるから、合併比率に五対六で甲社株主が有利となる。

一方、両社をその純財産で評価すれば、その帳簿価額は甲社が一億二千万円、乙社が三千万円、したがって一株当り純財産は甲社が六〇〇円、乙社七五〇円であるから、合併比率四対五、交付新株は

$$(甲)200,000株 \times 30,000千円 / 120,000千円 = (乙)50,000株$$

となつて、乙社株主が有利となる。

この場合、乙社の所有する土地等を時価で再評価するとなお一千万円増価するものとすれば、時価基準による乙社の純財産に四千万円となるので（ただしこの場合に単に企業評価の計算上のことで評価益の課税問題には関係ない）乙社一株当り純財産は一千万円、交付新株は、

$$(甲)200,000株 \times 40,000千円 / 120,000千円 = (乙)66,666株$$

となり、乙社株式三株で甲社新株五株を得ることになり、合併比率三対五、乙社株主が断然有利となる（なお、端株が生じた場合には甲社がその一株当り純財産額で買取ることになる）。

このため、両者の利害を調整する折衷法としては、種々の企業評価法を組合わせるのであるが、一般的に収益還元価値と純財産簿価額との平均額を用いることになるから、その評価額は

$$甲社 \quad (120,000千円 + 150,000千円) \div 2 = 135,000千円$$

$$乙社 \quad (30,000千円 + 30,000千円) \div 2 = 30,000千円$$

となり、交付すべき新株は、

$$(甲)200,000(株) \times 30,000千円 / 135,000千円 = (乙)44,444(株)$$

ということになる。したがって、合併比率は、一株当り評価額では甲社六七五円、乙社七五〇円で十対九、またに一

対○・九、つまり乙社株式九株で甲社新株十株をうることになり（端株処理は前述のとおり）、乙社の株主が有利な合併をすすめたということになるのである。

(二) 合併差損益と営業権

このように、企業評価の方法が異なれば、甲社の増加すべき資本の額もまた異なることになり、その株式相当額を対価として受入れる乙社の純財産額との差、つまり合併差損益もまた異なることになる。すなわち、交付新株は額面五〇〇円であるから、増加すべき資本金額は

収益力還元価値法 $40,000株 \times 500円 = 20,000千円$

株式市価法 $33,333株 \times 500円 = 16,666.5千円$

純財産簿価法 $50,000株 \times 500円 = 25,000千円$

純財産時価法 $66,666株 \times 500円 = 33,333千円$

折衷法 $44,444株 \times 500円 = 22,222千円$

である。受入れ純財産を簿価で評価するならば三千万円であるから、その差額は

収益力還元価値法 $10,000千円$ の合併差益

株式市価法 $10,000千円$ の合併差益と

〔N〕社資本金20,000千円－16,666千円＝3,334千円の合併減資差益

純財産簿価法 $5,000千円$ の合併差益

純財産時価法 $3,333千円$ の合併差損

折衷法 7,778千円の合併差益

が生ずるものと認識されるのである。

しかしながら、この純財産時価法によって合併差損の生ずるような合併は商法上認められない。そうした差損を生ずるような合併は、その株式対価以下の金額の財産を受入れるのであるから資本充実原則に反するのみならず、甲社株主は不満で合併無効の訴ともなりかねない。そこで、実際に土地を再評価して受入れるか（とすれば評価益に対する課税問題が生ずる）、またはこの「含み益」が将来は超過収益をもたらすものとして受入財産のうちに「のれん」(goodwill)を有償取得したものと認識してこれを計上するのである。この点が、わが国商法の第二八五条ノ七で、

「暖廉ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と規定されているところであり、會計上、無形固定資産として計上される諸権利のひとつとしての営業権がそれである。

したがって、この場合、土地等の再評価益に相当する一千万円の営業権を計上して、受入れ純財産を四千万円と評価すれば、増加する資本金額との差額たる六、六六七千円の合併差益を計上する。また、受入れ純財産の対価として決定した資本金額に合致するように、三、三三三千円で有償取得した営業権を計上して受入れ純財産を三三三、三三三千円で評価すれば合併差損益なしと処理することになるのである。このいずれの処理をとるかについては、受入れ資産を公正な時価で再評価する現物出資説をとるか、あるいは簿価による資産承継を原則とする人格合一説をとるかによる。したがってまた、その結果生じた合併差益についても、これを資本準備金とするか、それともこのような合併差益金額のうちから被合併会社より承継する「利益準備金其ノ他ノ留保利益」に相当する額を除くか、という現物出

資説、人格合一説のいずれをとるかの問題にかかわってくるのである(なお、このような合併差損益と営業権の計上は、合併当事会社間に株式の相互持合いのある場合にも問題となるが、これは合併交付金の処理とともに後述する)。

(三) 現物出資説と人格合一説

この点すでにみたように、わが国の会社合併は、その法律上の解釈論として人格合一説、現物出資説いかによつて、会計的にも被合併会社から承継すべき財産の評価や、留保利益相当額の処理を異にするものであった。

これは、商法上の合併が、当事会社間の「契約」によつて、一つ以上の会社が「解散」するのであるが、その「清算」手続きを経ることなく、消滅する被合併会社の権利、義務をそのまま存続または新設される合併会社へ引継ぐことによつて、二以上の法人格が合一される効果をもたらすものであった。このことは、会計的には、被合併会社の株主がその保有する株式——旧株——を合併会社の発行する株式——新株——と交換する資本取引を通して、すべて合併会社の株主となり、その新株の対価として被合併会社の資産、負債の引渡し、合併会社による受入れという現物取引を通して、これが資産マイナス負債の正味財産に相当する株主持分の承継がおこなわれることにほかならない。

ところが、問題は、この二つの取引が、実際には、いわば同時に進行するのであつて、その新旧両株式の交換に資産、負債の承継が付随するものとみるか——人格合一説——、あるいは被合併会社の資産、負債という現物による新株の払込みとみるか——現物出資説——という解釈上の違いが生ずる。このため、新旧両株式の評価額と現物財産の評価額、並びに両者の差額たる合併差損益の認識、内容、金額もまた異なることになったばかりか、合併当事会社の都合によつて両説の混用すらみられるにいたつたのである。

すなわち、現物出資説に従えば、消滅会社の資産、負債をすべて時価評価し、その総額と交付新株との差額もまた

すべて合併差損益とする。したがって、さきの例の場合、受入れ純財産が土地等を評価し直した四千万円とされ、それと交付新株総額との差額をすべて資本準備金とするのであれば、

収益力還元価値法

二〇、〇〇〇千円

株式市価法（合併減資差益含む）

一三、三三三、三五五、五百円

純財産簿価法

一五、〇〇〇千円

純財産時価法

六、六六七千円

折衷法

一七、七七八千円

の資本準備金が計上されることになる。

この結果、現物出資説に従えば、受入れ純財産の評価益に対する課税問題も生ずるが（その未払税額は、のちにみる合併交付金と同様、受入れ純財産から控除し、それだけ合併差益の資本準備金を減額せしめる必要も生ずる）、被合併会社の株主が将来、配当可能利益として分配さるべき持分まですべて拘束され、たとい純財産時価法などで最大限有利な新株の交付を受けたとしても、なお将来手にしたであろう利益を失なう不利は否めないことになる。

これに対して、人格合一説に従えば、消滅する会社の資産、負債は、被合併会社における帳簿価額そのまま引渡し、受入れがなされ、旧株主持分たる利益準備金や剰余金の「留保シタル利益」を合併会社に引継ぐことができるのであるから、被合併会社の株主は有利となる。たとえば、さきの例で乙社の利益剰余金一千万円の内容が利益準備金三百万円、任意積立金三百万円、当期末処分利益四百万円であったとすれば、甲社が合併後に計上する合併差益は、これら利益準備金と任意積立金を承継した残額のみであり、これが資本準備金とせられることになる。すなわち、

	資本準備金	利益準備金	任意積立金
収益力還元価値法	四、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円
株式市価法	七、三三三、五百円	三、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円
純財産簿価法	無	三、〇〇〇千円	二、〇〇〇千円
純財産時価法	(営業権一千万円の場合収益力還元法と同じ)		
〃 (営業権九、三三三千円)	無	三、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円
〃 (営業権三、三三三千円)	無	無	無
折衷法	一、七七八千円	三、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円

となるわけである。

このため、商法では、この両説をいずれも認め、合併当事会社両方の株主の利害を調整しよう、その任意適用を許したのである。だが、その結果は、株主の拠出資本たる額面超過金、払込剰余金、減資差益と並ぶ合併差益の資本準備金としての計上が、利益剰余金を承継した後の差額を拘束するだけの処理の問題となり、その本質、内容が不明確になったばかりか、実務上はしだいに両説の処理を部分的に混用した会計的処理、報告もみられるなど、よるべき合併会計基準を見出しえないまま、さらに種々の問題が派生してくることとなっていたのである。

四 合併会計の実態調査

そこで、こうした混乱をわが国における実態調査からあとずけてみよう(日本会計研究学会、会社合併・分割会計スタディ・グループの実態調査、会計五五年六月号、五六年五月号)。まず、合併契約上重要な合併比率の決定からみると、二

社以上の合併をも含む一四三件の中約半数の七〇件がいわゆる一〇〇%子会社の無増資合併で、企業評価、合併比率の決定といった問題のない点に、わが国会社合併のひとつの特異性が示されているが、残りの七三件のうちでは、四一件が一对一の対等合併、一对十の十件（うち一件が逆さ合併）、一对〇・一の四件（額面変更のための合併）があり、他の十八件のみがそれぞれの企業評価に基づく合併比率を示している。これは過去の調査（昭和四五年の通産省）で対等合併が八三%であったのに比べて、五一%（一对十を含んでも七〇%）に減少し、実質的にその合併比率に企業評価の結果を反映する傾向がうかがわれる。

しかしながら、このような合併比率を算定する前提として、事前の増・減資による調整を試みた件数が二三件、うち被合併会社での増資六件、同じく減資九件、株式併合または分割が五件、その他合併会社での増資一件、同じく減資一件、一〇〇%子会社の場合が一件となっており、そのほとんどがこうした調整の結果帳簿価額による資産承継をおこなっているので、合併比率の算定は、企業価値評価よりも事前増・減資による傾向が強まっている。

この点、企業評価による合併比率算定の場合も、株価のあきらかな場合の十一社のうち株式市価法が五社、簿価法二社、折衷法四社であるが、株価不明の場合の四五社中三十社が帳簿価額法、再調達時価法四社、将来収益を加味した収益還元法が一社、折衷法九社、その他一社となっている。したがって、事前の増・減資による調整の場合とともに、企業評価の結果から合併比率を求める場合にも、その半数は帳簿価額によっていることになるが（なお、最近の上場会社三八件では実質的に百分が純資産の簿価によっているという——証券、五四年十一月号）、合併に際して企業価値を評価し直すというこの意義も実利的に見直されてきたものといえよう。

ところが、次にこうした合併比率算定における企業評価の傾向と関連して、受入資産の評価基準と会計処理をみて

第二表 合併会計の実態

	社 数 (内 欠 損 社 会)	評 価 基 準		剰余金 は非 承継	資本 とし 承継	譲渡 して	利益剰余 金承継
		評 価	時間併用				
親子会社間	63 (12)	48	13	12	18		18
関連会社間	13 (2)	12	1	1	3		7
実質関係間	14 (4)	10	2	4	4		6
兄弟関係間	16 (5)	14	2	4	1		10
同一系列間	2 (1)	2	0	1	0		0
同業他社間	2 (0)	1	1	1	0		1
逆さ合併	8 (0)	7	0	0	0		7
その他の	9 (3)	7	2	3	0		6
計	127 (27)	101	21	26	29		55

企業結合とその会計基準 (上)

みると、第二表のように、やはり簿価基準によるものが圧倒的ではあるが、時価基準併用の場合も、過去の調査よりは多くなってきており、さらに、この評価基準による資産承継額が新株発行額を超えた場合の合併差益を資本準備金として承継するか、利益剰余金として承継するかは、全く混合的で、さきへのべたような簿価基準→利益剰余金承継の人格合一説的処理か、時価基準→資本準備金承継の現物出資説的処理か、といったような一元的処理は少なく、全く任意選択的である点に大きな特徴がうかがわれる。

しかも、受入資産の内容には繰延資産の承継五件、特定引当金の承継三一件と、わが国独自の項目がみられ、繰越欠損の有る場合が四分の一で、その処理法は、土地等の評価益で補てんした場合が十九件、任意積立金での補てんが三件、法定準備金による場合が四件、合併減資差益による場合が五件、「のれん」としての営業権処理が一件であり、時価基準併用の場合のほとんどが、実はかかる繰越欠損てんぼのために資産評価益を計上し、同様にその目的で利益剰余金を承継する場合が多かったものといえよう。この関連を示すために、第二表では、当事会社間の関係別にその会計処理の実態を区分したわけであるが、すでにのべたよう

第三表 合併目的の推移

	45 年	50 年	55 年
① 管理費用の節減	26.5%	29.5%	11.0%
② 販売力(占拠率)の拡大	33.2	7.2	14.7
③ 二重投資の回避	14.7	0.9	6.3
④ 技術開発力の強化	10.3	5.1	3.1
⑤ 資金調達力の強化	10.6	4.1	6.8
⑥ その他			
イ) 子会社吸収	} 4.7	27.7	27.9
ロ) 経営多角化		1.6	6.8
ハ) 振替会社整理		7.3	7.4
ニ) 額面変更		—	7.4
ホ) その他		—	8.4
件数計(重複回答)	464件	1,355件	190件

企業結合とその会計基準(上)

に、百多子会社の吸収合併が多く、逆さ合併を含めて実質的に密接な関係のある会社間の合併が、実は繰越欠損のあるような不振会社の救済のため、いわば会社準更生の手続きの代りに合併行為をおこなっている点に大きな特徴があることを示している(この点は後にまた問題にするところである)。

その意味では、これらの合併の目的自体にも、第三表に示したように、過去の調査(四五年度の通産省調査、五十年の公取委調査)と比べて、従来のような収益性向上、成長性増大と関連する前向きな目的よりも、子会社吸収、不振会社整備など系列再編、合理化目的の後向きの合併が圧倒的に多くなった点を示されており、これが合併会計における混合処理の傾向に強めてきたものといえるのである。

しかしながら、このような混合処理は、アメリカにおける合併会計においてもみられたところであるが、アメリカの場合は、こうした合併会計のよるべき適用基準を示してその混用を規制することとなつたのである。そこで、次にこうしたアメリカの合併会計基準をかえりみて、わが国における問題の解明に接近してみよう。

四 アメリカの企業結合会計基準

アメリカの合併会計基準は、まずもって、その対象、範囲からし

第四表 企業結合の対象範囲

日 本	ア メ リ カ
法律上の合併（狭義） （商法98～111, 408～416） { 吸収合併（独禁51） 新設合併	Complete or total merger （各洲の会社法） merger consolidation (amalgamation)
事実上の合併（広義） （商法 245）（独禁16） 営業譲渡	partial merger （各洲の会社法） transfer of business
実質支配 （連結会計原則） 連子会社（50%以上）（独禁10） 結 関連会社（20%以上） 株式保有 役員兼任（独禁13） 利益共同 持株会社（独禁9）	acquisition of control through （証券取引委員会） Consolidation of financial statement (10%以上) acquisition of stock interlocking directorate community of interests holding company

企業結合とその会計基準（上）

て、より広く企業結合 (business combinations) の会計基準として、法人格上のいかんよりも、経済的、実体的に、新たな会計責任を認識しうるかいかにより適用する会計的処理、報告の基準を異にしているのである。

(一) 企業結合会計の範囲

すなわち、アメリカでは、わが国の合併会計のように、法律上の合併 (statutory merger) として、一以上の会社の資本増加による吸収合併 (狭義の merger) や新会社の設立による新設合併 (consolidation) など、二以上の法人格が合一する会社合併 (広義の merger, イギリスでは amalgamation) のみに限定されず、事実上の合併たる一会社の「解散」でなく、営業の一部または全部の譲渡 (transfer of business) や、現金、社債、株式などの対価による他社の株式取得 (acquisition) に基づく子会社 (affiliated company) や関連会社 (associated company) その他の実質的従属会社

(subsidiary company) からなる連結企業グループの範囲までをすべて含めて、大きく企業結合と概念しているの
である。

これは、アメリカの場合、会社の合併や営業譲渡などの規定が各州の会社法によって異なり、合衆国としての統一
法がないため、(内国歳入法による tax free の措置に、会社の再組織 re-organization の規定はある)、ある州の
会社法では法律上の合併となるものも、他の州では事実上の合併に過ぎず、実質的な支配力の獲得 (acquisition of
control through) による会社取得の段階的区分がなしえないほど、会社法上の形態のみでは、その本質をとらえない
からでもある。

したがって、これを統一的にとらえようとすれば、法的実体ではなく、経済的実体に即して、まず広義に会社取得
(acquisition) —— 支配の問題としてとらえ、全部合併 (complete or total merger) として、議決権株式の過半数
若しくはその実質的支配権を得る株式取得により、被合併会社の物的財産を獲得する場合のほか、部分合併 (partia
l merger) として、一部の営業所や工場、さらに子会社などを、株式はもとより現金、社債などの対価によって取得す
る場合もとりあげる。いずれにしても、これらは被合併会社にとって、対価の相違はあっても、買収 (purchase) と
れたものとして、その支配権の移動をメルクマールに新しく会計的処理、報告の責任も移動したものとするのである。
もとより、この場合に、一以上の会社の法人格が消滅して、存続または新設される会社の法人格に合一すれば、法
律上の合併と認識されることになるのであるが、法人格の合一がなされずに従来通り別個の法人格でも、会社取得の
形態に応じてその実質支配の形態も変れば、いわゆる親会社 (parent company) が支配下の企業集団をまとめてあた
かもひとつの新設合併 (consolidation) 会社と同様にみなした連結財務諸表 (consolidation of financial statement)

第五表 アメリカの合併件数（鉱工業）

年	1895年	1919年	1945年
	45件	438件	333件
96	26	20	760
97	69	21	487
98	303	22	309
99	1,208	23	311
1900	340	24	368
1	423	25	554
2	379	26	856
3	142	27	870
4	79	28	1,058
5	226	29	1,245
6	128	30	799
7	87	31	464
8	50	32	203
9	49	33	120
10	142	34	101
11	103	35	130
12	82	36	126
13	85	37	124
14	39	38	110
15	71	39	87
16	117	以上ワープ調べ	
17	195	以下F. T. C. 調べ	
18	71	40	140
19	171	41	111
20	206	42	118
	以上ネルソン調べ	43	213
	以下ワープ調べ	44	324

企業結合とその会計基準（上）

の作成が求められることにもなっているのである。

その意味において、アメリカの合併会計は、法律上の合併はもとより、事実上の合併たる営業譲渡から親・子会社の連結までをも通して、その会計責任の主体いかに問うて、これらの企業結合形態を通じて斉合する会計的処理、報告の基準を求めてきたのである。

さしあたり、このような企業結合会計の基準としては、第二次大戦前まではパーチェイス法 (purchase methods) によってきたが、戦後にいたって持分プリーング法 (methods of pooling of interests) が用いられ、両者の是非をめぐって論議を重ねながら、今日、その適用基準も定められている。そこで、こうした会計基準を生み出してきたアメリカの企業結合の発展過程を歴史的に辿りながら、その内容と適用基準をみてみよう。

(一) 企業結合とその会計の発展

すなわち、アメリカの企業結合は、大きく三つの時期に分れるが、まず最初に、いわゆる「世紀の曲り角」の鉄道時代における第一次合同時代には、産業革命後の市場拡大が一服した一八八〇年代から、スタンダード・オイル・トラストの設立(一八七九年)以後、独占利潤を求めて州際取引を拡大する鉄道、石油、タバコ、ゴムなど同一業種の水平的結合が相次ぎ、九〇年のシャーマン反トラスト法の規制もあって、それまでの会社乗取り (take-over) から株式持合 (mutual stock purchase) や役員兼任 (interlocking directorate) やらには持分協定 (community of interests) などの実質的結合を法的合併に転化する支配会社、持株会社形成が賑わった。各州の会社は、そうした会社新設による税収増大を求めて、相次いで「自由化」され、いまなお、企業結合について、州法は「自由化」の方向を示すのに対し、独禁法が統一法としてこれを規制するという形をとることになったのである。

こうして、会社法の自由化によって、株式投機の資本市場もまた「自由化」した。そこで、この企業結合を媒介したプロフェッショナル・プロモーターは、独占利潤を資本化した交付新株の分け前を狙って合併比率操作のための企業価値評価法を工夫し、合併会社は受入れ資産を再評価してバランスせしめたのち、合併後手にした超過利益で償却「水抜き」するなどの会計操作をおこなった。そこで、この過程を通して、企業結合会計は会社買収 (purchase) の方法として、その企業価値評価のための収益力還元法、現在価値法から、受入れ資産の鑑定法や「のれん」(goodwill) 概念の現実化をとめないながら、株式や社債等の資本取引を抜かう会計領域のなかに定着することになるのである。

やがて、第一次大戦後の二〇年代にいたって、アメリカは自動車時代の第二次合同期を迎えるが、この段階では、クレイトン法や連邦通商委員会 (Federal Trade Committee) 法などの規制もあって、独占よりも各産業の生産・販売系列に副った寡占化のための垂直的、同心的結合が、投資銀行等のプロモートによって株式取得から吸収合併へとすすむ過程で、その報酬となる株式数や企業評価基準の株価を「水増し」して「のれん」を計上する一方、議決権のない優先株、転換株や創業利得を社内留保するための無額面株等、合併会社の発行する株式種類も多様化して、文字通りのパーチェイス結合が盛行し、資本市場は空前の賑わいを呈するのである。

だが、これら企業の財産価値に対応しない「水増し株」投機がつまづくや、これに資金をつぎ込んだ銀行筋の破綻に飛火して、一挙に大恐慌へ突入した。その傷手の原因となった企業評価の「水増し」を排すべく、損益法による原価主義会計への転向が、三〇年代以降の証券取引所 (S. E. C) 規制の「とりで」となる「一般に認められた会計原則」(generally accepted accounting principles) 形成の過程で果されることになるのである。

第二次大戦後にいたって、アメリカの企業結合は、再びその昂揚をみるにいたるが、五〇年代以降のインフレ過程

第六表 アメリカの企業結合とその会計

	第一次合同期	第二次合同期	第三次合同期
時 代	1890年代(鉄道時代)	1920年代(自動車時代)	1960年代(コングロマリット時代)
目 的	市場州際化, 独占化	営業系列化, 寡占化	営業多角化, 多国籍化
合 併 形 態	水平的, 買収, 新設合併	垂直的, 買収, 吸収合併	多極同心的, 持分プーリング
反トラスト法	シャーマン法(90年)	クレイトン法(14年)	セラーズ, キーフォード修正法 (50年)
影 響 結 果	会社法「自由化」	証券多様化	企業集団化
金 融 主 体	持株会社	投資銀行	商業銀行
企 業 評 価	純財産時価	株価極大化	株価収益率
プロモーター報酬	現金または新株分与	創業利得	インスタント利益
会 計 の 焦 点	資産評価損益 配当規制の変化 信用分析	資本取引利得 財産計算から損益計算 会計原則	留保含み利益 多元評価と情報化 公的規制?

企業結合とその会計基準(上)

においては、従来のようなパーチェイス法を適用しても受入れ資産の再評価が充分でなければ(原価主義会計の枠内での加速償却も充分ではなく)、巨額の「のれん」計上は不良資産化し、その相殺に利益剰余金を減ずるので、それよりも簿価で被合併会社の利益剰余金をも承継する持分プーリング法の適用が急速に普及した。この持分プーリング法はもともと、公共企業の場合など、株式交換による所有者持分の合一と考えられる処理法であったが、一般企業の場合でもその純財産の簿価承継、利益剰余金等の引継ぎ等ができれば、合併後の可処分利益を増大し、株価を上昇させる利点から、いわばその拡大解釈の方向が強まったのである。

そこで、五〇年代における反トラストのセラーズ・キーフォード修正法による三〇%のマーケット・シェア規制と期を一にして、他業種間の多角化をはかるコングロマリット合併がすすみ、その会計処理にこの持分プーリング法が適用されはじめた。これに対して、アメリカ会計士協会

(A. I. C. P. A.) の研究公報四〇号 (Accounting Research Bulletin No. 40, 1951) は持分プリーングと考えられる企業結合は、①所有者持分の継続性、②相対的規模の均衡性、③経営支配力の不変性、④営業の類似補完性が認められる場合に限られ、それ以外はパーチェイス法を適用するのが原則であるとしたのである (これに関連してみると、わが国の企業会計原則が、アメリカの会計原則を範として制定せられたのが四九年 (昭二四年)、商法との調整をはかったのが五二年 (昭二六年) であるから、折しも四〇号当時の持分プリーング法の適用限定、パーチェイス法の原則支持が、合併会計における現物出資的処理の提唱にマッチしていたものようである)。

ところが、このような原則から、五三年の研究公報四三号は、パーチェイス法を適用した場合に計上される「のれん」の利益消却をすすめたが、なお持分プリーング法の適用は増大するばかりであったため、五七年の研究公報四八号では、さきの四三号が示した④の営業基準を改めて業務の継続性とし、②の規模基準は決定的なものでなく、③の支配力が続き、①の持分継続性がその重要部分で認められる場合は持分プリーング法を適用してよいものとして、九〇%以上の議決権株式を取得した完全買収の場合などのみにパーチェイス法の適用を限定してしまったのである。

このため、五〇年代の後半から六〇年代へかけて、アメリカは、急速成長のための多角化合併といわれるコングロマリット企業を形成する第三次合同時代にはいるが、この合併は実は業種のいかんを問わず被合併会社の「含み益」や留保利益を引継ぎ、それで合併会社の株価収益率 (par earning ratio) を高めてインスタント利益を手にいれるためであったから、さらにその転換優先株と被合併会社の普通株とを交換するなどの財務レバレッジや合併後の承継資産売却など、持分プリーングの乱用はその極に達するとともに、場合によっては、部分的にパーチェイス法をとって資産を再評価し、その合併差損益を「のれん」または「消極のれん」としての資本剰余金で拘束して利益調整をは

かるなどの混合処理までもみられるにいたつたのである（なお、こうした会計処理法は、結果的にパーチェイス法は現物出資説的処理、持分プリーング法は人格合一説的処理とほぼ同様にみえるが、その異同については後に支配構造の変化と会計責任の継続性いかんとの関連で論ずることとする）。

（三）企業結合会計の適用基準

そこで、このような持分プリーング法の乱用に対して、五九年に新発足した会計原則審議会（A. P. B.）は六三年の会計調査研究（A. R. S.）第五号での検討を土台に、七〇年の意見書第十六号によって十二の細目基準を示し、持分プリーング法を本来的な対等合併に適用すべきものに限定するとともに、その第十七号でパーチェイス法適用の場合に計上される「のれん」の利益消却をすすめることとして、企業結合によるインスタント利益の獲得と株価収益率の調整に関する会計的操作を防ごうとしたのである。

すなわち、この意見書第十六号による持分プリーング法の適用基準を要約すれば、

- ① 合併前二年以内に親子会社関係（持株率二〇％以上）がなかったこと
- ② 合併時の議決権株式の所有は十％以内で（相互持合い分は株式交換から除く）関連会社関係もなかったこと
- ③ 合併は一回で、かつ一年以内に完了すること
- ④ 一会社の九〇％以上の議決権株式と他会社の過半数の議決権株式の重要部分が交換されること
- ⑤ 合併前二年以内に増・減資など持分変更が行なわなかったこと
- ⑥ 自己株式の取得（ストック・オプションを除く）をしないこと
- ⑦ 株主間の持分割合を変更しないこと

- ⑧ 議決権信託などその行使を制限しないこと
 - ⑨ 合併契約の実行に保留事項を付さないこと
 - ⑩ 合併後の株式買入消却または再取得契約をしないこと
 - ⑪ 交付新株の担保提供契約などをしないこと
 - ⑫ 合併後二年内の資産処分(重複設備や過剰設備を除く)をしないこと
- などの点をとりあげていたのである。

これらのうち、①と②の基準は当事会社相互に自律性、独立性がある場合に限定するわけである。③から⑨の基準は純粹に株式交換による合併として新しい会計責任を生じないものとする条件を付したわけである。⑩から⑫の基準は合併後の資本充実を求め、インスタント利益や株価操作を禁ずるための措置である。この結果、持分プーリング法の適用は、本来の意味での対等合併に限られることになり、この基準を充たさないものはすべてパーチェイス法を適用することになったのである。

だが、こうした規制も、いわば概念的接近 (conceptual approach) で、通商委員会 (F. T. C.) などの権威によって強制力を裏付けられないうちに、六六年の株価暴落後、六八年再び株価は急騰して持分プーリング法の適用件数も一八四社とピークに達したのを最後に、コングロマリット合併そのものも下火になって株価操作の熱もさめ、持分プーリング法を適用する必要性も減じてしまったのである。このため、やがて八大会計士事務所とS. P. C. の依頼した企業団体とで構成する財務会計基準審議会 (F. A. S. B.) により、果して、この持分プーリング法の適用基準とそれに基づく規制が妥当なものであるか否か、いまなおその実態に即しての検証と論議が続けられているところであ

る。

そこで、以上のようなアメリカの合併会計基準策定の経過を通して見出される中間的な結論は、企業結合における支配の問題や株価対策、財務政策などに関連して、次のようにいうことができよう。

一、もともと、企業結合の本質は、当事会社に対する支配に焦点をおいた会社取得であり、これを現金や社債その他の証券、さらには種々と多様な株式の組合せなどによって、より抵抗を少なくその会社の取得——支配を確立する（結果的に被取得会社の株主を経営から排除しようとすることになる）ものである。

したがって、持分プリーング法の適用において、所有者持分の（重要部分とはいえ）継続性がとりあげられたことは、そうした支配争奪や株主相互の利害対立のないような調和的、対等的な企業結合を想定したものであるが、現実にはこれを見出しえないところであろう。ゆえに、これを概念的、形式的に意見書第十六号のような適用基準で示す以外にはないものの、これらの基準を充足した企業結合でも、その本質からみれば、必ずやその支配を争って、他の手段、方法がとられることになろうから、企業結合はその支配構造の変化が問題であり、わが国の会社合併についてもさらにその点での検討が求められることになるだろう。

二、また企業結合は、その歴史からみても、これをプロモートしたものが自らの利となるところを極大化できるように、パーチェイス法では資産評価益や株式プレミアムなどの合併差益を獲得するか、または「のれん」計上による合併差損凍結の処理を行ない、持分プリーング法では純財産の簿価承継により「含み益」や利益剰余金の引継ぎなど、インスタント利益の増大を求めるが、そのいずれが有利かによって、いわゆる混合処理も行われるのである。

それゆえ、意見書第十六号の適用基準によるような会計操作防止も必要であるが、こうした企業結合をめぐる投資

家保護のための情報開示、ディスクロージャー改善を求める意味ではその株価対策、財務政策の結果が会計的処理、報告を通じて明確に示されるよう、合併差益、「のれん」、評価益、利益剰余金などの会計的諸概念について、その意義、内容を明確化して、企業結合の実態把握を誤まらせないような会計基準の確立が求められることとなるだろう。

しかしながら、本章でみたアメリカの企業結合会計は、なお広く会社分割としての corporate division や株式の種類、金額を変更する re-capitalization から会社更生までをも含む re-organization の税務処理との関連から見直し、その処理、報告の前提となる会計責任主体の立場から一貫する理論的再吟味をも要するのみならず、これが欧州各国などの国籍、法人格を異にしたまま経済的に単一組織体となる国際企業結合とその会計基準との比較検討も必要であり、さらにそれをうけて、わが国の会社合併、分割、営業譲渡から株式持ち合い、連結にいたる斉合的な会計基準の策定にも接近しなければならぬ。これらの点を次号において展開することとしよう。